

令和6年度

吉岡町 教育支援センター
「ひばりの家」
施設要覧



吉岡町教育委員会

目 次

1	教育支援センター「ひばりの家」運営方針・・・・・・・・・・	1
2	通室の子どもたちへのかかわり方・・・・・・・・・・	1
	（1）「ひばりの家」の理念・・・・・・・・・・	1
	（2）活動内容・・・・・・・・・・	1
	（3）家庭へのサポート・・・・・・・・・・	2
3	「ひばりの家」の概要・・・・・・・・・・	3
	（1）所在地・・・・・・・・・・	3
	（2）開室時間・・・・・・・・・・	3
	（3）担当職員・・・・・・・・・・	3
	（4）「ひばりの家」の位置づけ・・・・・・・・・・	3
	（5）施設・・・・・・・・・・	3
4	入室の事務手続き・・・・・・・・・・	4
	（1）入室までの手続き・・・・・・・・・・	4
	（2）通室の態様・・・・・・・・・・	5
	（3）通室時の活動状況の確認及び共有・・・・・・・・・・	5
	（4）退室の手続き・・・・・・・・・・	5
5	令和6年度「ひばりの家」体験活動・体験学習予定・・・・・・・・	5
6	諸様式	



吉岡町 教育支援センター 「ひばりの家」

Ⅰ 教育支援センター「ひばりの家」運営方針

- (1) 不登校及び不登校傾向の子どもたちの実態や特性に応じ、適切な個別指導を行い、自立性や社会性など豊かな人間性を育むための援助を行う。
- (2) 保護者や在籍校との連携を密にし、不登校の子どもたちへの理解を深める援助を行うとともに、個々の子どもたちへの望ましいかかわり方を支援する。

2 通室の子どもたちへのかかわり方

(1) 「ひばりの家」の理念

「ひばりの家」は、学校復帰を第一目標としません。ですから、日常会話に学校や学習の話を、スタッフの側からすることはしません。ただし、子どもたちの方からあれば傾聴します。また、子どもたちから希望があれば、学校の先生とも面会したり話をしたりする機会をつくります。さらに、スタッフの方から働きかけることはしませんが、子どもたちの状態に応じて自主学習の支援も行います。基本的には学習の場であるよりも、まず子どもたちが安心して心を休め、自分らしい自分を発見し社会的に自立していくための居場所とします。

(2) 活動内容

およその活動は右記の日課表のようになりますが、押しつけになるようなプログラムは用意しません。いつ来て、いつ帰るか、どのように過ごすか等、可能な限り一日の活動予定を自分で立て、それに従って行動できるように支援していきます。もちろん、最初はスタッフや保護者と相談しながらとなるでしょうが、徐々に自分で決めることで、自主性の高まりをめざします。スタッフは、子どもたちが無理をしないように注意しながら、子どもたちの選択と行動を援助します。基本的には他人に迷惑をかけなければ何をしてもよいというスタンスのもと、次のような活動で、自由な空間と時間を提供していきます。

「ひばりの家」日課表

時 間		活 動 内 容
午前	9:00	受入開始時刻 あいさつ・活動時間の記入
	来室後 適 宜	学習、読書、作業、ゲーム等、 各々が計画した活動を行う
午後	12:00	昼 食 ・ 休 憩
	13:00	学習、読書、作業、ゲーム等、 各々が計画した活動を行う
	15:00	受入終了時刻 活動時間の記入・あいさつ

◎日課表はあくまでも基本的なもので、来室・帰宅時刻については、当日の子どもたちの状況に応じて臨機応変に対応します。

ア 居場所づくり

自分で考え、決めて、自分の思いで過ごしていきます。スタッフや仲間とかかわり、同じ悩みを抱える者同士の交流の場としたり、自分の話に傾聴してくれる大人や興味あることを共有してくれる人とつながったりすることも期待できます。様々な人や経験と出会いながら、居心地のよい新たな居場所となるようにしていきます。

イ イベント等

体験活動をはじめ、季節行事、スポーツ活動等、多様なイベントを企画します。また、前橋市で計画、実施される行事にも参加させていただきます。仲間づくりや集団意識を自覚するきっかけになるよう楽しい時間をつくっていきます。

ウ 教育相談

子どもたちの抱えている様々な問題を共有し、自己存在感や自己肯定感を高めるための有効な支援を行うため、また、子どもたちの希望や変化の様子を伝えるために、必要に応じて相談員や心理カウンセラーによる教育相談を行います。

エ 進路相談

中学3年生の進路について、学校と連携しながら、本人の希望に即した進路選択ができるように支援します。また、進路説明会や高校見学、体験入学など、子どもたちの進路に関する具体的な情報を提供します。

オ 電話相談・メール相談

電話相談及びメールによる相談を随時実施します。

カ 自主学習

自分自身で計画を立て、自分のペースで個別学習に取り組むことができます。スタッフは学校と連携しながら子どもたちの教科学習の支援も行います。

キ 様々な活動への支援

様々な楽しい活動を支える専門的な支援員が定期的に「ひばりの家」を訪問し、子どもたちに合った支援を行います。

(3) 家庭へのサポート

保護者自身の不安や心配を解消するためのサポートを行ったり、不登校への理解や個々の子どもたちへの望ましいかわり方について支援を行ったりします。

ア 様々な情報提供

送迎時や電話連絡等で子どもの様子を随時連絡します。また、不登校を経験した子どもたちの進路、保護者会、フリースクール・教育支援センター、講演会・セミナー、研究者、その他公的援助機関などの情報を提供します。

イ 保護者相談

保護者の不安や心配事等の相談を随時実施します。必要であれば、専門機関を紹介するなど、関係機関と連携した支援を行います。

ウ 通信の発行

『ひばりの家通信』を発行し、保護者に「ひばりの家」での子どもたちの様子や翌月の予定等を知らせ、保護者と連携したスムーズな支援につなげます。

3 「ひばりの家」の概要

(1) 所在地

〒370-3608

吉岡町下野田446番地3

TEL.0279-26-7385

E-mail: ta-hibari@yoshioka.ed.jp



(2) 開室時間 午前9時～午後3時（月～木）

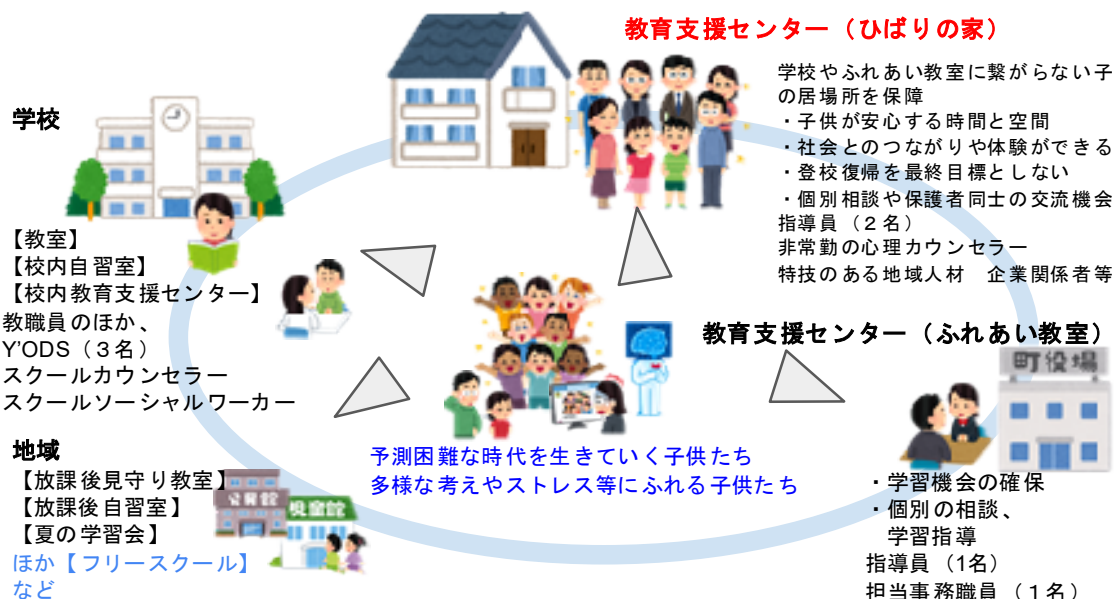
＊長期休業中も開室（月～木：ただし、閉庁日は除く）。

＊長期休業中の開室日は事前に通信で連絡。必要に応じて利用できる

(3) 担当職員 指導員 都所 敬尚 相談員 中島 穂乃花

(4) 「ひばりの家」の位置づけ

吉岡町教育支援センター等全体構想図（「子供の居場所づくり」と「つながり」の支援）



(5) 施設

構造 木造2階建て 69.14 m²（敷地面積 150 m²）

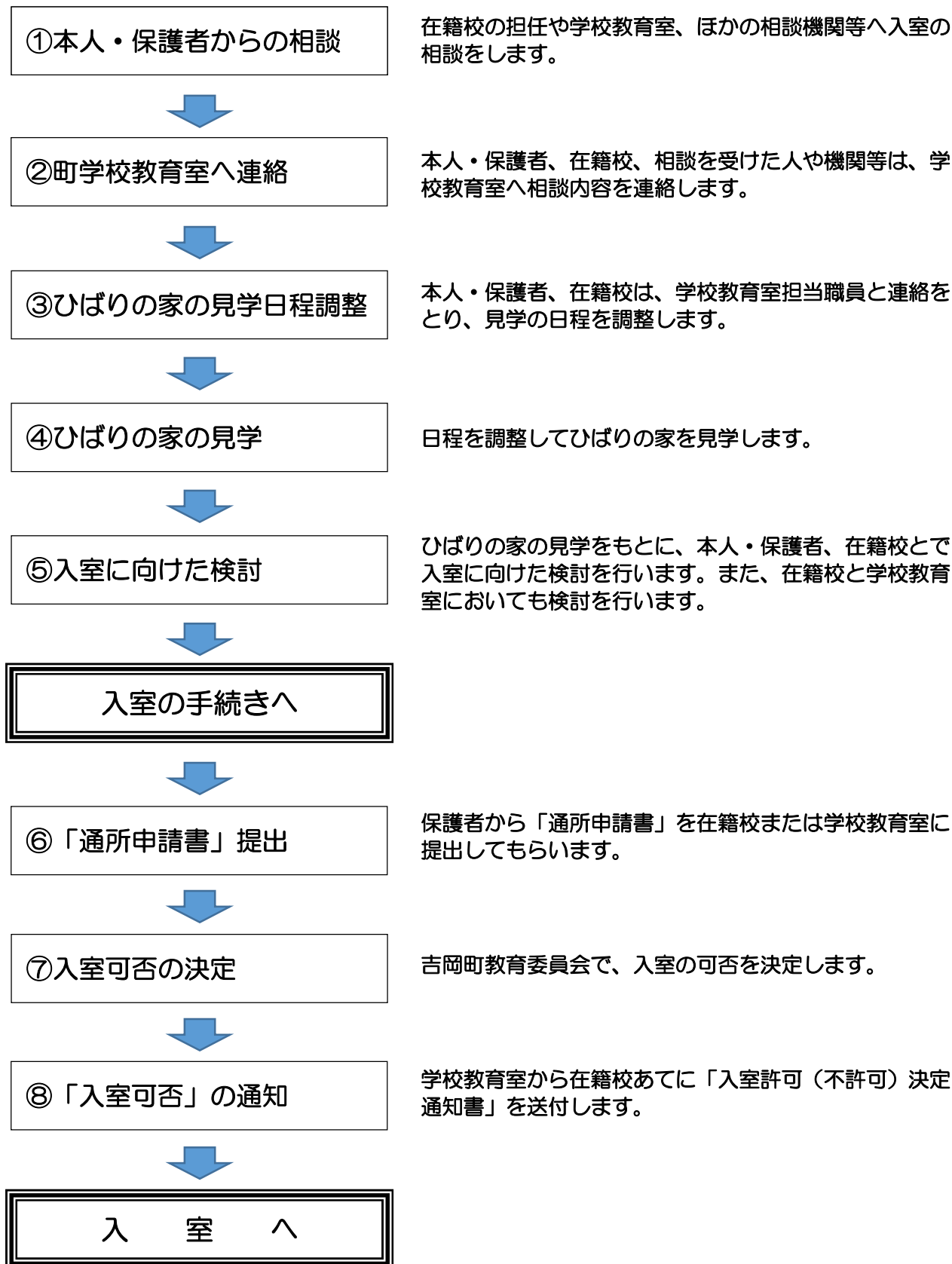
施設内容 Wi-Fi 環境

【1階】 洋室1（個々で静かに過ごせます） 事務室1 トイレ1

【2階】 洋室1（仲間とダイナミックな活動もできます）

4 入室の事務手続き

(1) 入室までの手続き



(2) 通室の態様

「ひばりの家」通室の子どもたちの学籍は、在籍校に置いたままになります。通室の子どもたちの「ひばりの家」における出席については、指導要録上は在籍校における出席として扱うことができます（学校の出席簿上は「欠席」扱い）。

通室の日時や態様は、それぞれの子どもたちの状況に応じて、本人、保護者、スタッフなどで話し合って決定します。自身の不安や心配を解消するためのサポートを行ったり、不登校への理解や子どもたちへのかかわり方について支援を行ったりします。

(3) 通室時の活動状況の確認及び共有

「ひばりの家」での子どもたちの活動状況資料を作成し、在籍校に送付します。

また、随時在籍校の担任等と連携を図り、支援の方針や目標、今後の対応等について確認しながら支援していきます。

(4) 退室の手続き

「ひばりの家」への通室を停止し、在籍校への完全復帰を希望する子どもたちについては、本人、保護者、在籍校との話し合いにより退室の手続きをします。

ただし、学校復帰の状態が断続的または、相談室や保健室登校で、不安定な場合も考えられるので、しばらくは「ひばりの家」の再通室の窓口を開いておきます。

5 令和6年度「ひばりの家」体験活動・体験学習予定

実施時期	内 容	目 的	場 所
7月～ 11月	野菜づくり (地域のお年寄りと)	人間関係づくり 環境教育	ひばりの家
7月	天文教室（前橋市）	学習への興味関心	前橋市児童文化センター
7月	進路説明会（前橋市） ＊保護者対象	進路指導	前橋市教育プラザ
9月	花苗植え (地域のお年寄りと)	人間関係づくり 花育	ひばりの家
10月	屋外体験学習（前橋市）	人間関係づくり	未定
11月	感謝の会（調理実習） (地域のお年寄りと)	人間関係づくり 感謝の心、食育	ひばりの家
12月	クリスマス会	人間関係づくり	ひばりの家
1月	環境教室（前橋市）	環境教育	前橋市児童文化センター
2月	豆まき（節分）	伝統文化教育	ひばりの家
3月	卒業生を送る会 進級を祝う会	感謝の心 道徳心の育成	ひばりの家

年 月 日

吉岡町教育委員会教育長 様
学校長 様

住所
電話番号
保護者氏名

吉岡町教育支援センター通所申請書

吉岡町教育支援センターに通所したいので、吉岡町教育支援センター設置条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、児童（生徒）の通所については、吉岡町教育委員会の指示に従って事故等に十分注意し、保護者が責任をもって通所させることを誓約します。

記

在籍学校・学年・組	
ふりがな	
通所希望児童（生徒）氏名	
生年月日	
希望通所先	吉岡町ふれあい教室 ・ 吉岡町ひばりの家
通所方法	

第 号
年 月 日

様
(学校長 様)

吉岡町教育委員会教育長

印

吉岡町教育支援センター通所許可（不許可）決定通知書

年 月 日付け申請のあった吉岡町教育支援センターへの通所について、検討の結果、下記のとおり決定したので、吉岡町教育支援センター設置条例施行規則第6条第4項の規定により、通知します。

記

在籍学校・学年・組	
ふりがな	
児童（生徒）氏名	
生年月日	
検討結果	
通所先	
通所開始日	
不許可の場合は、その理由	

※ 通所に当たっては、交通事故等に十分に注意し、保護者の責任において通所させること。



吉岡町教育支援センター「ひばりの家」

TEL.0279-26-7385

E-mail : ta-hibari@yoshioka.ed.jp

吉岡町教育委員会事務局 学校教育室

TEL. 0279-26-2286

FAX. 0279-55-5933

E-mail : y-kyou1@town.

yoshioka.gunma.jp